

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針第2の1(2)に基づくスケジュール

令和3年9月

府省等名 キ 内閣府本府

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針(以下「指針」という。)第2の1(2)に定めるスケジュールは以下の通りとする。

本取組の対象事業については、以下のスケジュールにより、指針第2に基づくワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組を全面導入する。

(1) 令和3年度の取組

評価項目設定事業	取組内容	参考(令和2年度実績等)
一部の取組対象調達 (農林水産部案件)	農林水産省の通知改正により、令和2年3月30日以降に調達手続開始分について導入。R2.3.30以前に入札公告を開始していたものについては未設定。	約21.97億円

(2) 令和4年度以降の取組(令和3年度中に全面的な実施が困難な事情がある場合)

① 令和4年度

評価項目設定開始事業	実施困難な事情	参考(令和2年度実績等)

② 令和5年度以降

評価項目設定開始事業	実施困難な事情	参考(令和元年度実績等)

(参 考) 指針対象想定事業規模見込(令和2年度実績)

	金額(億円)	件数(件)
【府省等名／法人名】における公共調達総額	1,266.4	1,954
指針対象想定事業規模	210.8	412
総合評価落札方式による事業	106.6	316
随意契約のうち企画競争等による事業	104.2	96

※指針対象想定事業規模見込については、令和2年度実績を参考として記載したものであり、実際の事業規模は各年度の予算や執行等の状況によるものである。

※ なお、このスケジュールについては、状況変化等を踏まえ見直す場合がある。

※ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領第1の1(1)ただし書に該当する環境配慮契約法に基づく自動車の購入及び賃貸借に関する事業(令和2年度実績)	約0.52億円
--	---------